令和８年（フ）第６９８２号
東京都世田谷区下馬１丁目７－４－203
債務者　浜田　拳仲
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９８９号
東京都足立区西保木間４丁目５－15－412
債務者　宍戸　英行
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０１３号
東京都大田区池上６丁目16－２　シェモアＮ403
債務者　小田切建悟
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０１４号
東京都大田区池上６丁目16－２　シェモアＮ403
債務者　小田切　歩
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０１５号
東京都江東区木場１－３－７－212、住民票上の住所東京都杉並区成田東３丁目６－17－301
債務者　石坂吉子こと　姜　　吉順
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０１６号
東京都大田区蒲田１丁目13－13
債務者　丹野　　涼
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０２０号
東京都中野区鷺宮４丁目６－３　ダイヤビル102　206
債務者　吉川　悟司
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０２１号
東京都世田谷区桜３丁目８－17－402
債務者　桜井　恵子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０２４号
東京都足立区西伊興１丁目６－９－101
債務者　遠藤　義勝
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０２６号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目11－３
債務者　濱田　紘希
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０３３号
東京都中央区月島１丁目19－10
債務者　高田都志子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１２５号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目42－15－307
幡ヶ谷二丁目住宅
債務者　高橋　純子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０１８号
東京都練馬区中村北２丁目24－４－305
債務者　山口　裕斗
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０３４号
東京都足立区興野２丁目25－13－202
債務者　山本　堅一
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０３５号
東京都北区赤羽西２丁目29－21　ハイツみのり１号
債務者　畠山　幸恵
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０３７号
東京都杉並区高円寺北４丁目35－16－202
債務者　澤口　佳奈
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部